

日本橋室町周辺地区都市再生安全確保計画

【帰宅困難者に関する計画編】

平成31年3月
東京都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会
(日本橋室町周辺地区都市再生安全確保計画作成部会)

目次

はじめに

- 本地区における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針
 - 本地区における都市再生安全確保計画の意義
 - 都市再生安全確保計画の作成
 - 本地区における被害の検討等
 - 本地区の現状
 - 想定する被害のシナリオ等
 - 都市再生安全確保計画の基本方針及び目標
 - 都市再生安全確保計画の実施体制及び計画の変更
- 本地区における滞在者等の安全の確保のために実施する事業及び事務
 - 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備及び管理
 - その他の滞在者等の安全の確保のために実施する事業
 - 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務
 - 滞在者等の安全の確保のために必要な事項
- その他都市再生緊急整備地域における防災の確保に関する事項
- 参考

日本橋室町周辺地区都市再生安全確保計画【帰宅困難者に関する計画編】

はじめに

国は平成 24 年 3 月に都市再生特別措置法を改正し、都市再生安全確保計画制度を創設した。これは都市再生緊急整備地域において、地区ごとに官民連携した部会を組成し、その地区の「都市機能の継続」および「滞在者の安全確保」を目的とした計画を作成・実践することで地区の防災対応力強化を図り、都市の国際競争力向上に取り組むものである。

これを受け、日本橋室町周辺地区（以下「本地区」という）においては、平成 29 年 12 月に安全確保計画作成部会を立ち上げ、「都市機能の継続」に必要な都市のエネルギー確保に関する計画である「日本橋室町周辺地区都市再生安全確保計画【エネルギーに関する計画編】」を平成 30 年 3 月に策定し、計画に定めた事業の推進を進めている。

今般、安全確保計画制度のもうひとつの命題である地域の「滞在者の安全確保」を目的とした「日本橋室町周辺地区都市再生安全確保計画【帰宅困難者に関する計画編】（以下「本計画」という）」を策定し、滞在者の安全安心が確保された災害に強い街づくりを進め、さらなる国際競争力の向上を目指す。

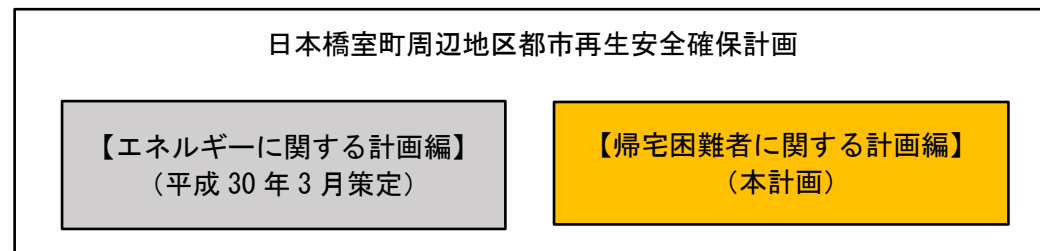


図 1. 日本橋室町周辺地区都市再生安全確保計画の構成

1. 本地区における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

1-1. 本地区における都市再生安全確保計画の意義

- 本地区は、中央区の骨格軸である中央通りが南北に縦断し、複数の地下鉄・JR が乗り入れる交通結節点があり、日本を代表する金融・製薬・化学関連会社の本社・本部機能が集積する、日本の経済活動上の重要拠点である。また地域整備方針に基づき、重要文化財を含む歴史的建造物を残した風格ある街並みを形成しつつ、高機能オフィス、商業施設、宿泊施設など、様々な用途が集積する賑わいある街づくりが進んでいる。
- 再開発等により老朽化建物の機能更新及び土地の集約化が進められ防災性能が高い施設が整備される一方、高度利用される業務施設や大規模な商業施設が集積し、昼間の人口密度が非常に高く、また鉄道交通機関の結節点になっていることから、災害時には多くの屋外滞留者また帰宅困難者が発生する可能性があると考えられる。
- 本地区の現状を踏まえ【エネルギーに関する計画編】に定めた事業の推進に加え、本地区の更なる安全性を確保するために、本地区が抱える災害リスクへの対応として【帰宅困難者に関する計画編】を作成し、国際競争力の向上につなげる。

1-2. 都市再生安全確保計画の作成

- 本計画は、本地区の一時滞在施設を保有する建物管理者、多くの来街者を抱える大規模商業施設の管理者や鉄道事業者、エネルギー供給事業者、また地域のまちづくりに携わる団体及び関連する行政機関等で構成する「日本橋室町周辺地区 都市再生安全確保計画作成部会」（以下「本地区部会」という）により作成する。（図 2 参照）
- 本計画の対象範囲は、【エネルギーに関する計画編】と同様の範囲とする。（図 3 参照）

日本橋室町周辺地区 都市再生安全確保計画作成部会			
行政機関		民間企業・団体	
内閣府地方創生推進事務局 参事官	東京都 総務局 総合防災部 事業調整担当課長	日本橋室町三丁目地区市街地 再開発組合理事長	東京地下鉄株式会社 鉄道本部 安全・技術部長
国土交通省 関東地方整備局 建政部都市整備課長	中央区 都市整備部長	武田薬品不動産株式会社 代表取締役社長	東日本旅客鉄道株式会社 東京支社 総務部サービス品質改革室長
国土交通省 東京国道事務所 管理第一課長	中央区 都市整備部地域整備課長	室町東団地管理組合 管理者	東日本電信電話株式会社 ビジネスソリューション本部 第四パブリックイノベーション担当 担当部長
国土交通省 関東運輸局 総務部 安全防災・危機管理課長	中央区 防災危機管理室長	三井不動産株式会社ビルディング本部 運営企画部長	一般社団法人 日本橋室町 エリアマネジメント 代表理事
国土交通省 関東運輸局 鉄道部 監理課長	中央区 総務部防災課長	三井不動産株式会社日本橋街づくり推進部長	株式会社三越伊勢丹 三越日本橋本店 業務推進ディビジョン長
東京都 都市整備局総務部 調整担当課長	警視庁 中央警察署長	三井不動産TGSスマートエナジー株式会社 代表取締役社長	野村不動産株式会社 都市開発事業本部 ビルディング事業二部長
東京都 都市整備局都市づくり政策部開発企画課長	東京消防庁 日本橋消防署長		

図 2. 計画作成の構成員

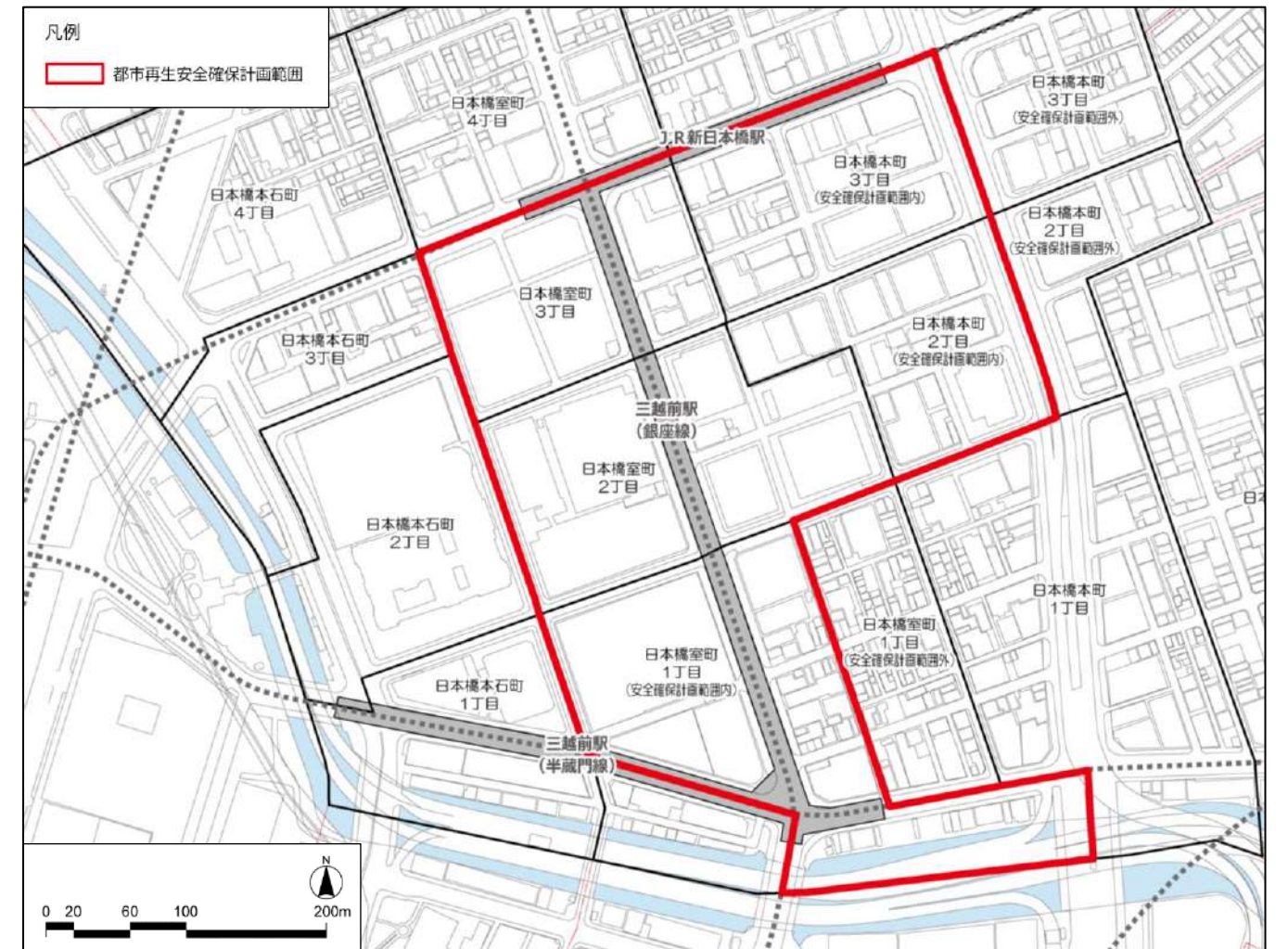


図 3. 計画の対象範囲

日本橋室町周辺地区都市再生安全確保計画【帰宅困難者に関する計画編】

1-3. 本地区における被害の検討等

1-3-1. 本地区の現状

【土地利用】

- 周辺地区においては小規模な住商併用建物も見られるが、本地区は事務所建築物や大規模な専用商業施設が立地している。



都市再生安全確保計画範囲

凡例	
官公庁施設	
教育文化施設	
厚生医療施設	
供給処理施設	
事務所建築物	
専用商業施設等	
住商併用建物	
宿泊・遊具施設	
スポーツ・興業施設	
専用独立住宅	
集合住宅	
専用工場・作業所	
住居併用工場・作業場	
倉庫・運輸関係施設	
屋外利用地・仮設建物	
公園・運動場等	
未建築地・未利用地 用途改変中の土地	
道路	
鉄道・港湾等	
水面・河川・水路	

※「土地利用現況図（土地・建物用途別）平成28年／中央区」

【建物構造・規模および用途】



都市再生安全確保計画範囲

凡例			
低層	木構造	1	1
		2, 3	2, 3
		1, 2	1, 2
中層	耐火構造	3	3
		4, 5	4, 5
		6, 7	6, 7
高層		8, 9, 10	8, 9, 10
		11, 12, 13, 14, 15	11, 12, 13, 14, 15
超高層		16~	16~

※「土地利用現況図（建物構造、階数別）平成28年／中央区」

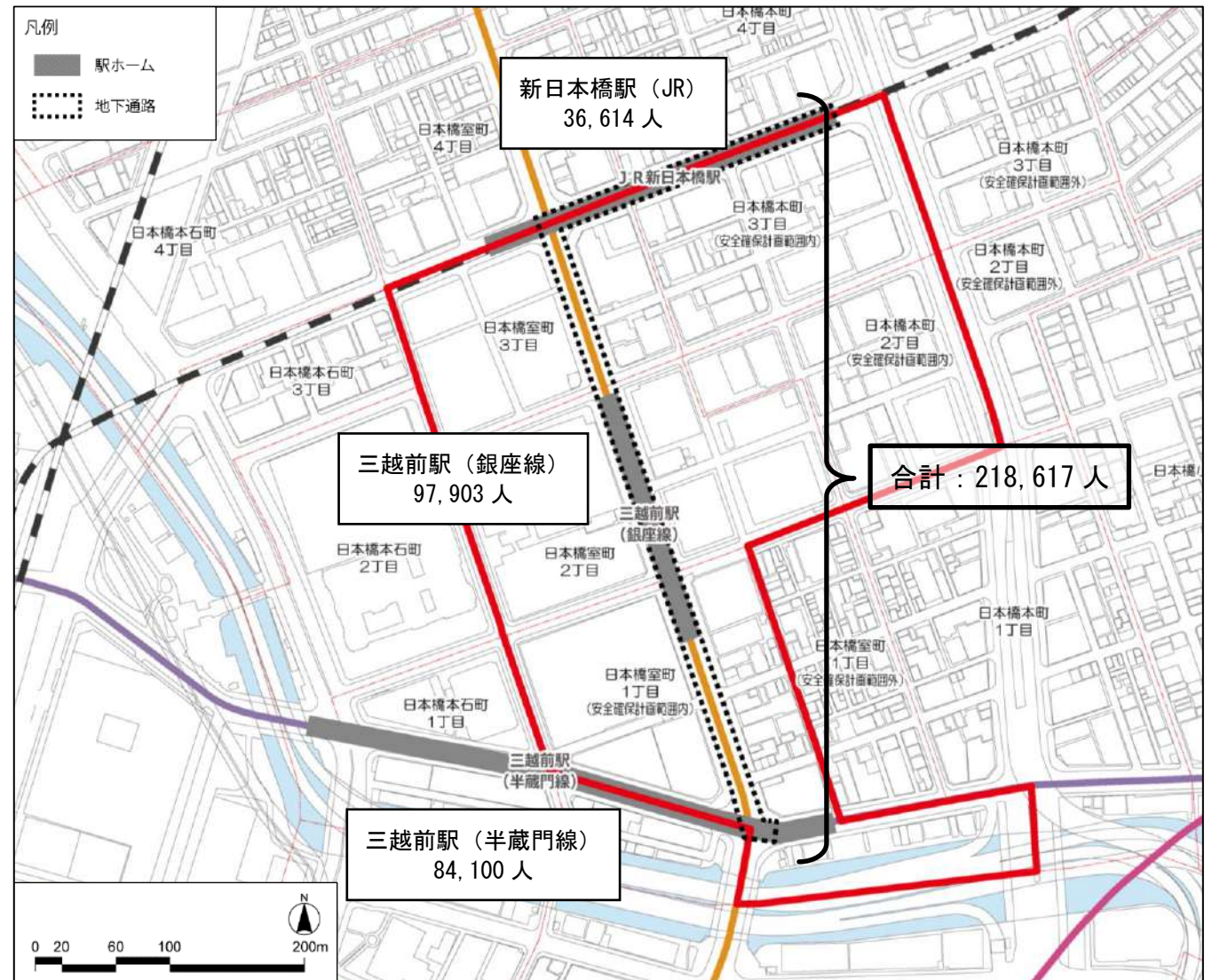
- 本地区内の建物のうち、その大部分は8階建て以上の高層建築物と超高層建築物が占めている。敷地面積9万5千㎡に対し、建物総延床面積は約79万㎡となっており、高度利用の進む地区である。
- 建物用途では事務所が6割、商業が約3割で、ホテルも立地しており、多くの従業者と来街者の滞在が想定される街である。

街区面積 (車道・歩道除く)	建物延床面積	用途別延床面積				
		①事務所	②商業・店舗	③住宅	④ホテル	⑤その他 (停車場、神社)
94,573 ㎡	789,448 ㎡	469,997 ㎡ 60%	257,404 ㎡ 33%	18,221 ㎡ 2%	25,419 ㎡ 3%	18,408 ㎡ 2%

※平成29年1月時点不動産登記簿等をもとに算出

【鉄道】

- 新日本橋駅及び三越前駅の2駅、JR総武線、東京メトロ銀座線、半蔵門線の3路線が運営されており、各駅は地下通路で接続され、1日約22万人の駅利用者がある。

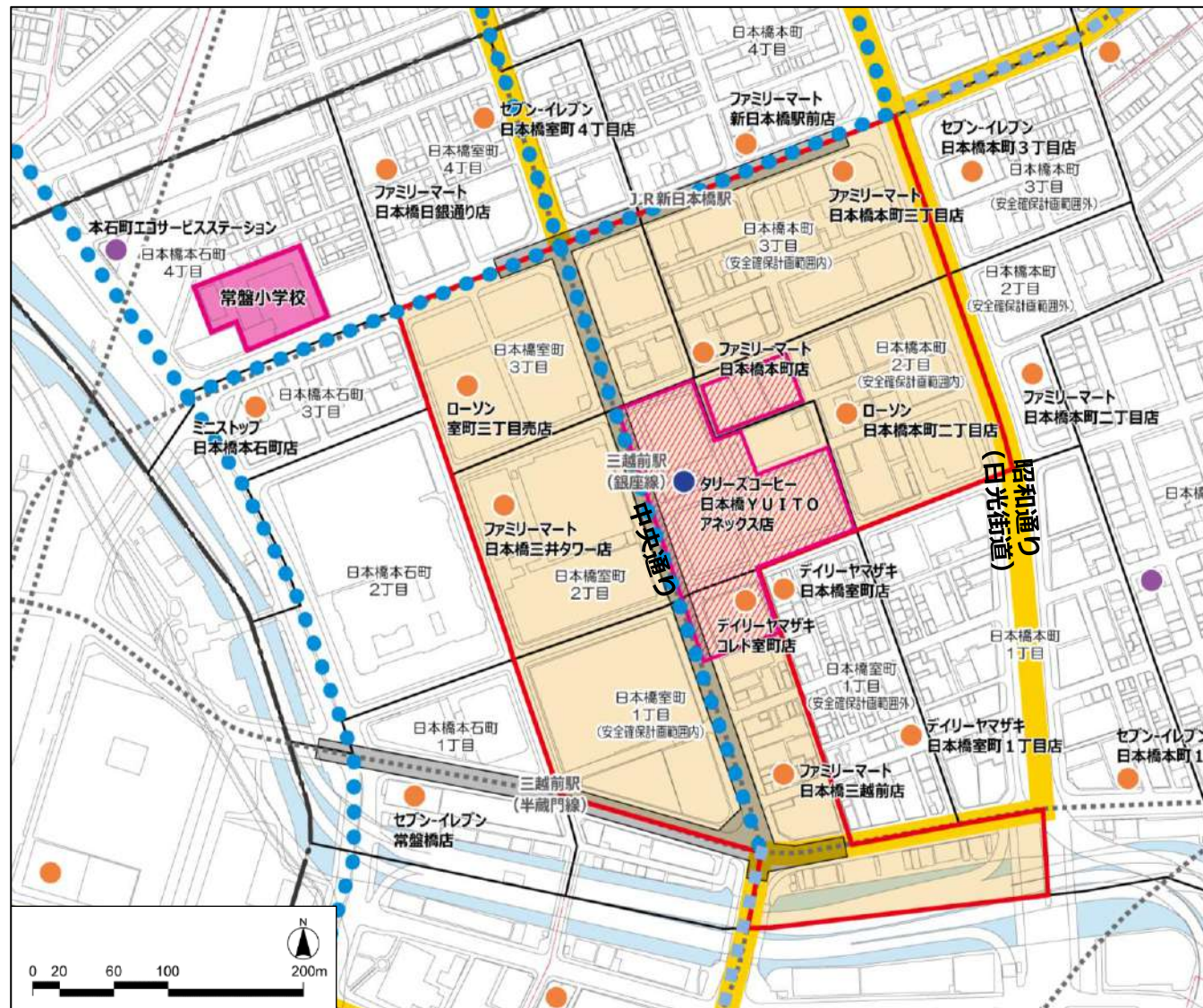
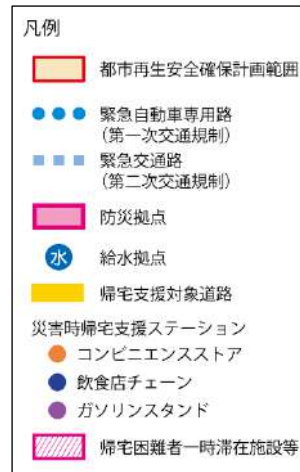


※関東交通広告協会・各社・各駅 乗降人員・通過人員・輸送人員（平成28年度1月平均）をもとに算出

日本橋室町周辺地区都市再生安全確保計画【帰宅困難者に関する計画編】

【災害対応施設】

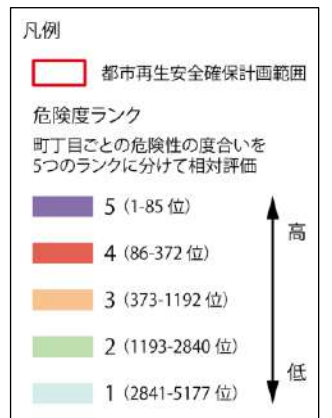
- 本地区には地下通路に直結する帰宅困難者一時滞在施設が整備されている。また、周辺には災害時帰宅支援ステーションとなっているコンビニエンスストアも数多く立地している。南北への主要道路である昭和通りは災害時の帰宅支援対象道路に指定されており、また中央通りは人命救助や消火活動のため一般車の通行が禁止される緊急自動車専用路と指定されているため、滞在者には適切な案内が必要である。



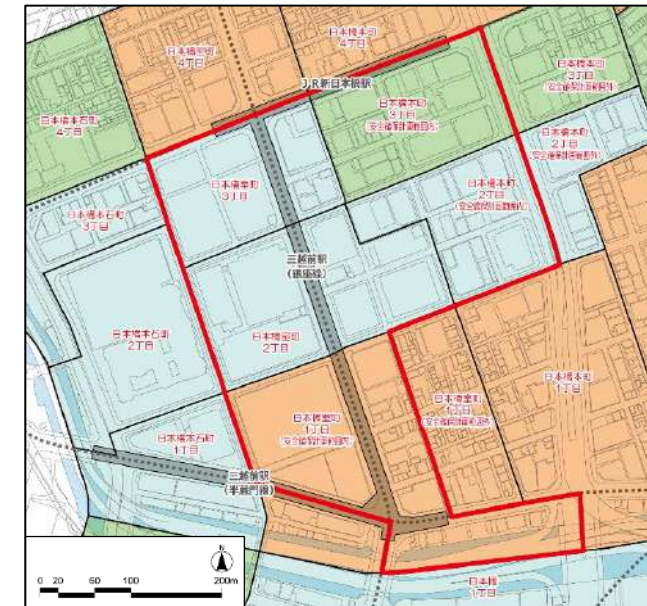
※東京都防災マップ（平成 30 年 9 月 28 日確認時点）
 ※中央区防災マップ（平成 29 年 3 月）
 ※中央区地域防災計画（平成 27 年修正）

【地区のリスク】

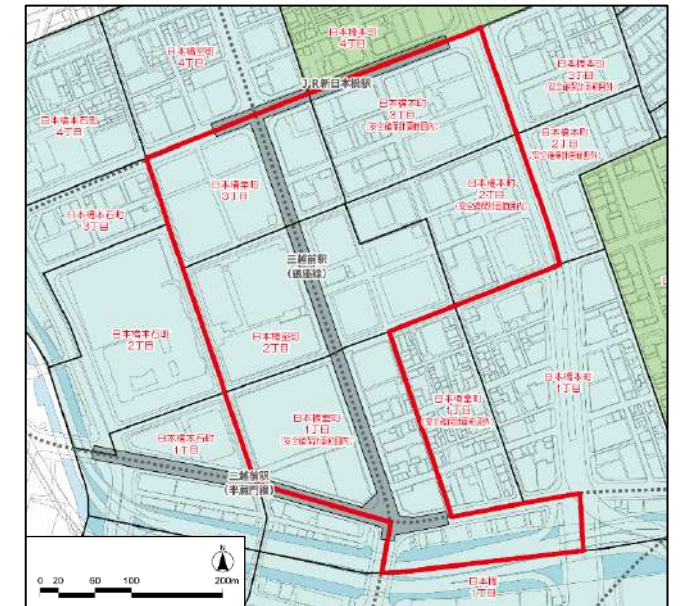
- 地震による建物倒壊の危険性を示す「建物倒壊危険度」、火災の発生による延焼の危険性を示す「火災危険度」、災害時の避難や消火・救助等の活動の困難度を示す「災害時活動困難度」、及び以上を総合化し、相対的順位によりランク付けした「総合危険度」を以下に示す。
- 火災危険度、災害時活動困難度、総合危険度については、本地区内及び周辺地区における危険度ランクが概ね 1 となっており、危険度は相対的に低いと言える。一方、建物倒壊危険度は、本地区内及び周辺地区においてランク 2 及び 3 となっており、建物倒壊による帰宅困難者が発生し、周辺地区から本地区へ流入する可能性がある。



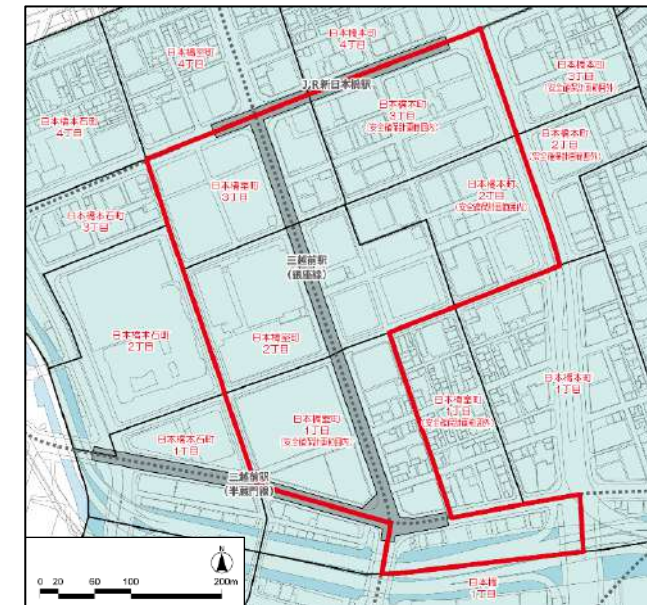
■建物倒壊危険度



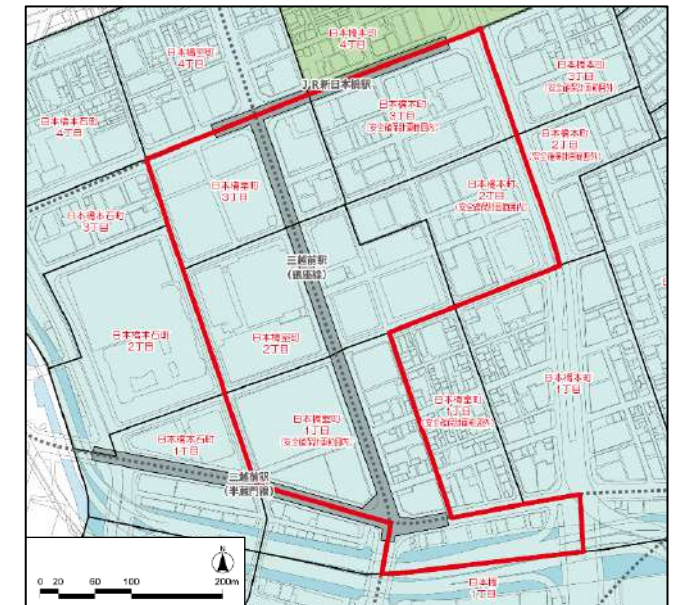
■火災危険度



■災害時活動困難度



■総合危険度



※「地震に関する地域危険度測定調査（第 8 回）平成 30 年 2 月公表／東京都」をもとに作成

日本橋室町周辺地区都市再生安全確保計画【帰宅困難者に関する計画編】

1-3-2. 想定する被害のシナリオ等

1-3-2-1. 想定する災害

- 「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成 24 年 4 月 東京都）において、地震の被害が最大とされる「東京湾北部地震」を想定する。

【想定する被害】

【中央区内滞留者数の目的別内訳（平日 14 時台）】

想定する地震	被害想定（冬 18 時、風速 8m/s）	
・ 震源：東京湾北部 ・ 地震規模：マグニチュード [*] 7.3 ・ 震度：6 強 一部 7	人的被害 (中央区)	死者：151 人（うち 97%がゆれ・液状化建物被害による） 負傷者：7,275 人（うち重傷者：1,023 人）
	物的被害 (中央区)	建物全壊棟数：1,942 棟 火災による焼失棟数：101 棟

	屋内被災者		屋外被災者		待機人口			滞留場所不明人口	総計			
	学校	業務	私用	不明	自宅	移動無し	移動開始前					
中央区	9,238	556,485	565,723	55,954	2,896	58,850	12,623	10,621	8,549	31,793	31,587	687,953

1-3-2-2. 被害シナリオと災害時に発生する事象

- 地震発生から時系列に沿ってどのような滞留者等がどの程度発生するか検討するために、地震発生後の状態を地震発生直後、駅からの屋外滞留者が発生する地震発生数時間以内、救命・救助に重要な期間となる地震発生 3 日以内、及びそれ以降の 4 段階に分け、以下のとおり各段階のシナリオを想定し、滞留者等の推計を行った。

		段階 1 (地震発生直後)	段階 2 (地震発生から数時間以内)	段階 3 (地震発生から 3 日以内)	段階 4 (地震発生から 3 日後～混乱が収まり 平常時に復旧していく期間)
想定するシナリオ		来街者^{※1} 地震発生時に買い物や観光等で本地区に訪れている人。地震発生時には、いったん屋外に出ることを想定。 オフィスビルから屋外に出る就業者^{※2} 地震発生時に就業者はオフィスビルに留まることが前提となるが、地震の揺れへの対策が進む超高層ビル以外のビルでは建物損傷の不安を感じ、安全確認のためにいったん屋外に出ることを想定。超高層ビルは耐震性能を有しており、地震発生時にはエレベーターが一時的に停止することが想定されることからビル内に留まることを想定。	来街者^{※1} 地震発生時に買い物や観光等で本地区に訪れている人。地震発生時にいったん屋外に出て、そのまま屋外の滞在者となると想定。 オフィスビルから屋外に出る就業者^{※2} オフィスビルからいったん屋外に出た人のうち、超高層以外の旧耐震ビルにいる人はビルの損傷等によりビル内に留まることが難しいことから、屋外の滞留者となると想定。 新耐震ビルにいる人は、地震発生直後は一時的に屋外に出るが、ビルの安全性が確認された時点でビル内に戻ると想定。 駅から屋外に発生すると想定される一時滞留者^{※3} 地震発生時に、駅間にある列車の乗車中の利用者や、駅ラチ内にある乗降待ち利用者を、駅から屋外に発生する滞留者数と想定。	本推計では、東京 23 区内の在住者は帰宅可能と設定し、東京 23 区外の在住者が帰宅困難者となり、本地区内に 3 日間留まると想定。 来街者^{※1} 地震発生時に買い物や観光等で本地区に訪れている人のうち、帰宅する手段がなく、本地区内に留まらざるを得ない人を帰宅困難者と想定。 オフィスビルから屋外に出る就業者^{※2} 旧耐震ビルに留まることが難しく屋外に出た人のうち、帰宅する手段がなく、本地区内に留まらざるを得ない人を帰宅困難者と想定。 駅から屋外に発生すると想定される帰宅困難者^{※3} 駅から発生すると想定される一時滞留者のうち、帰宅する手段がなく、本地区内に留まらざるを得ない人を帰宅困難者と想定。	交通やインフラ等の街の機能の復旧状況に応じて、帰宅困難者が帰宅を行う段階。帰宅困難者の帰宅支援や、いち早く平常時に戻るための復旧支援等の必要性が想定される。
滞留者等の推計	施設の条件				—
	合計数 帰宅困難者 検討の対象となる	屋外一時滞留者： 建物倒壊などの危険から安全を確保するために屋外に出た人 16,773 人	屋外滞留者： 建物倒壊などの危険から安全を確保するために退避する人 帰宅の可否がわかるまで、安全な場所で待機する人 13,386 人	屋外帰宅困難者： 帰宅する手段がなく本地区内に留まらざるを得ない身寄りのない人 5,874 人	帰宅者： 交通やインフラ等の街の機能の復旧状況に応じて、帰宅する人

※1. 「来街者」は、表 2. 中央区内滞留者数の目的別内訳のうち「屋外被災者」及び「滞留場所不明人口」の人数をもとに、平成 20 年東京都市圏パーソントリップ調査（以下「PT 調査」）による小ゾーン 00200 の目的別発集割合、平成 22 年国勢調査による町丁目の昼間人口割合、及び本地区内建物の用途別面積割合を用いて算出。
 ※2. 「オフィスビルから屋外に出る就業者」は、表 2. 中央区内滞留者数の目的別内訳のうち「屋内被災者・業務」の人数をもとに、平成 20 年東京都市圏パーソントリップ調査（以下「PT 調査」）による小ゾーン 00200 の目的別発集割合、平成 22 年国勢調査による町丁目の昼間人口割合、及び本地区内建物の用途別面積割合を用いて算出。
 ※3. 「駅から屋外に発生すると想定される一時滞留者及び帰宅困難者」は、JR 総武線、東京メトロ銀座線及び半蔵門線の車両定員数、都市交通年報（平成 23 年実績）による終日の混雑率、関東交通広告協議会・各社・各駅・乗降人員・通過人員・輸送人員（平成 26 年度 1 日平均）及び PT 調査による平日 14 時台の改札利用人数割合を用いて算出。
 ※4. 超高層ビルは、16 階以上の建物とする。
 ※5. 旧耐震建物は、登記簿の「原因及びその日付」が 1982 年 12 月までの建物とする。

日本橋室町周辺地区都市再生安全確保計画【帰宅困難者に関する計画編】

1-3-2-3. 災害時における対策の方向性

- 前項で推計した各段階の滞留者等の値をもとに、各段階における「本地区内の状況及び課題」を以下に整理し、それに対する「対策の方向性」について、以下に示す。

	段階1 (地震発生直後)	段階2 (地震発生から数時間以内)	段階3 (地震発生から3日以内)	段階4 (地震発生から3日後～混乱が収まり 平常時に復旧していく期間)	
滞留者等の推計	<p>屋外一時滞留者数：16,773人</p>	<p>屋外滞留者数：13,386人</p>	<p>屋外帰宅困難者数：5,874人</p>	—	全段階共通
本地区内の状態及び課題	<ul style="list-style-type: none"> 建物から屋外に出る来街者や就業者は、建物周辺の歩道や近くの公開空地等に滞留することが予想される。 推計した屋外一時滞留者数(16,773人)と本地区内の歩道及び公開空地の面積をもとに滞留者密度を算出すると、歩道のみを対象とする場合 1.24 人/m²、歩道と公開空地を対象とする場合 0.61 人/m²となる。 東京都地域防災計画において避難空間は原則一人当たり 1 m²確保することとしており、歩道が狭い場所や損傷を受けた建物の前面道路においては、人が車道に溢れ出ることや、人が密集し危険な状態になる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生から数時間経過した状態においては、鉄道利用者や観光や買物を目的に訪れ行き場を失った来街者、建物が損傷し建物内に戻ることが出来ない就業者が、屋外に滞留し、身の安全を確保するための場所を探すことが予想される。 中央区地域防災計画において、来街者等が災害時に一時待機できるスペースとして、屋外の一待機場所及び屋内の一待機施設を確保することとしている。また一時滞在施設は原則地震発生 6 時間後から利用できることとしている。 現在の本地区内の一待機スペースは 4,945 m²が確保されているが、推計した屋外滞留者(13,386人)を全て受け入れることは現実的でない。 	<ul style="list-style-type: none"> 歩いて帰宅可能な来街者等は、帰宅支援対象道路を利用し帰宅することが想定できるが、外国人を含め遠方から観光等で訪れた来街者や出張等で訪れた就業者は帰宅困難者となり、地区内の一待機滞在施設に移動する。 現在の本地区内の一待機滞在施設(屋内)は 4,145 m²が確保されているが、推計した帰宅困難者(5,874人)を受け入れるだけの十分な規模が無く、一時滞在施設を利用できない帰宅困難者が発生する。 本地区の南側に位置する東京駅前八重洲地区、京橋地区、銀座地区等の滞留者が、帰宅支援対象道路を渡り、本地区を通過し帰宅することが想定される。帰宅途中には、地区内の災害時帰宅支援ステーションを利用するため、他地区で発生した屋外滞留者が本地区に流入する。また、本地区内の一待機スペースの利用を求める者も発生し、一時待機スペースの更なる不足が生じる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通やインフラ等の街の機能が復旧し、安全が確保された建物に滞在していた就業者や一時滞在施設に滞在していた来街者等が、被害を受けた建物や構造物、街路樹の倒木等の危険な場所を回避しながら帰宅する。 インフラ等の復旧に時間を要する場合は、企業等の業務継続に支障を与える可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地震による建物等の損傷により、受け入れた帰宅困難者等に危害を加えた場合、建物の管理者責任が問われる可能性があるため、帰宅困難者対策への積極的な協力が得られない。 本地区の中央通り地下には日本橋室町地下歩道があり、JR 総武線の新日本橋駅、東京メトロ銀座線及び半蔵門線の三越前駅を結ぶ地下通路として機能するとともに、「日本橋地区都市再生事業」により地下歩道が拡幅され、多くの来街者及び就業者が利用する歩道となっている。地下通路には一時待機スペースが設けられているが、災害時には不足する可能性が高い。 外国人については、英語圏のみならず非英語圏の人々への対応も検討していく必要がある。
対策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性能を有する建物や安全性が確認された建物においては、原則、地震発生直後の館内待機を徹底する。 耐震関係の基準に適合していない建物に対する耐震化を促進するための啓発活動や、建物内の家具等の転倒・落下・移動防止対策等による安全な待機・滞在空間を確保するための啓発活動を行う。 外国人等の来街者が混乱しないよう、屋外一時滞留者への情報発信を行い、安全に留まるための適切な誘導を行う。 将来の開発整備や機能更新に合わせ、公開空地等の安全な滞留空間を拡充する。 	<ul style="list-style-type: none"> 駅から発生する屋外滞留者の受け入れや誘導を行う。 屋外滞留者への情報発信、また情報収集を行い、本地区の安全な誘導方法の提供支援を行う。 将来の開発整備や機能更新に合わせ、一時待機スペースを拡充する。 	<ul style="list-style-type: none"> 一時滞在施設の開設ルールや運用マニュアル等を作成し、外国人や高齢者、障害者等のハンディキャップのある人々を考慮し、災害時に適切に機能するよう実動訓練等により備える。 帰宅支援対象道路、災害時帰宅支援ステーション、一時待機スペースについて、他地区との情報連携体制を構築し、安全かつ円滑な誘導を行う。 将来の開発整備や機能更新に合わせ、一時滞在施設を拡充する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区内の被害状況を把握し、帰宅者に対する情報発信を行い、安全な誘導を行う。 地区内の非常用電気等供給施設により都市機能を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物管理者等が、災害時における地区の安全確保の取組みへ、積極的に参画及び貢献することを目的とした、災害時における建物管理者等のリスク軽減のための対策を講じる。 一時待機スペース等として利用が可能な、既存施設の活用について検討する。 外国人や高齢者、障害者等の災害時に援護が要する人々に十分に配慮した災害時の対応を可能とする行動ルール等を作成し、要配慮者を含む実動訓練等により備える。 地域全体で帰宅困難者対策に取り組む体制を構築し、役割分担を明確にして、有事に備える。

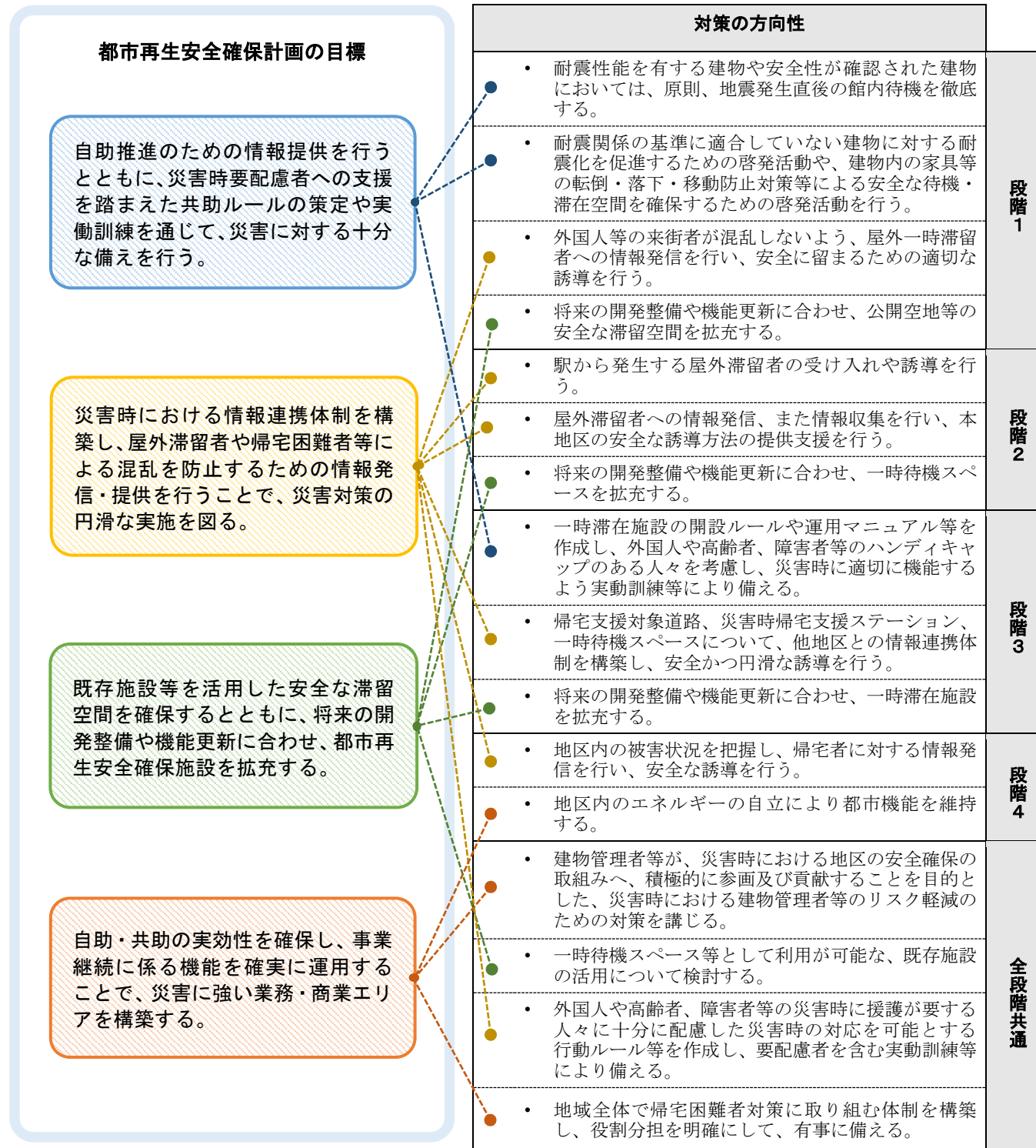
日本橋室町周辺地区都市再生安全確保計画【帰宅困難者に関する計画編】

1-4. 都市再生安全確保計画の基本方針と目標

- 前項 1-3-1 で確認した本地区の現状、及び 1-3-2 で検討した対策の方向性を踏まえ本地区の基本方針及び目標を以下に設定する。

日本橋室町周辺地区 都市再生安全確保計画の基本方針

本地区は、来街者や就業者等の人口が多く、災害時には屋外滞留者及び帰宅困難者が多数発生し混乱する可能性があるため、官民連携の情報共有を図り、帰宅困難者等への支援を行う。



1-5. 都市再生安全確保計画の実施体制及び計画の変更

- 前項 1-4. で設定した目標を円滑に実施・達成するため、「中央区帰宅困難者支援施設運営協議」において、地域の特性を踏まえた検討を行う「(仮称)日本橋室町周辺地区委員会」(以下「地区委員会」という)が成立される予定であることから、地区委員会と連携した本計画の実施体制を構築する。(図 4 参照)
- 地区委員会は、本計画に基づき災害発生時の基本方針及び共通行動ルールの策定を行うとともに、日本橋共助訓練計画の作成及びその実施を通じて、活動成果の検証等を行う。
- 本地区部会は、地区委員会から提示される本計画に係る課題等について検討し、本計画の改善を図る。
- 本地区部会は、地区委員会との連携のもと、活動成果の検証や地区の現状変化に即して、必要に応じ本計画の変更を行う。

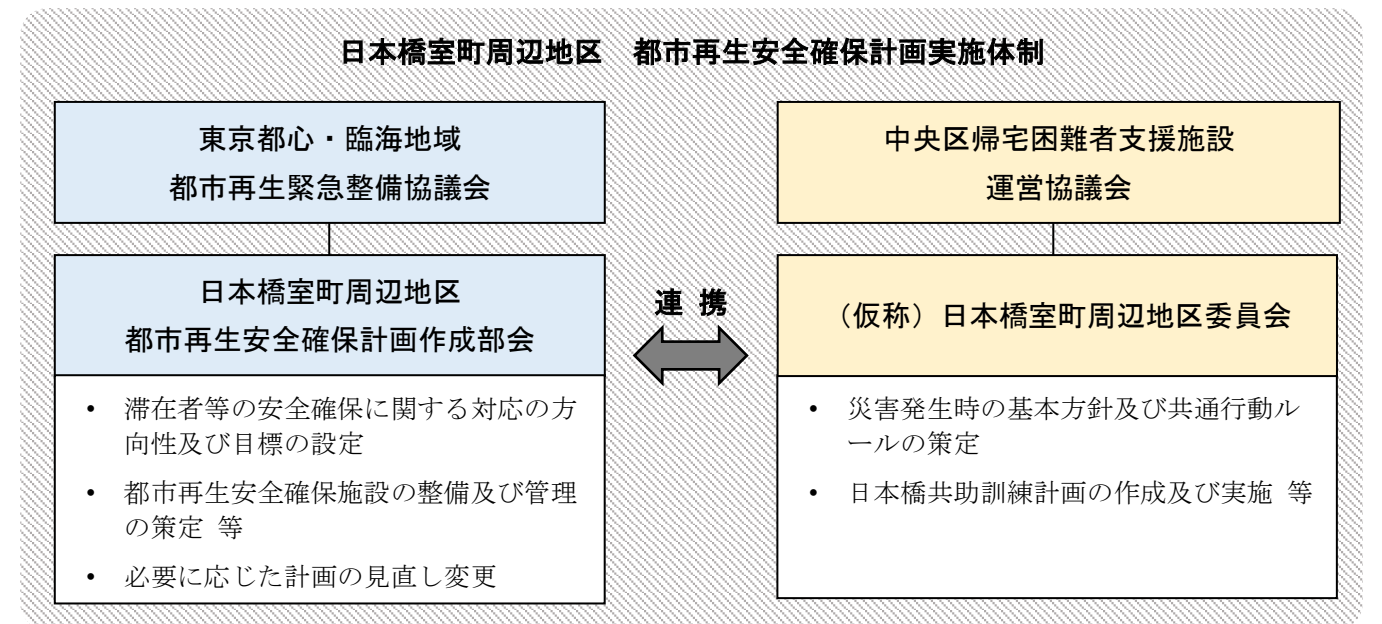


図 4. 本計画の実施体制

日本橋室町周辺地区都市再生安全確保計画【帰宅困難者に関する計画編】

2. 本地区における滞在者等の安全の確保のために実施する事業及び事務

2-1. 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備及び管理 (法第19条の15第2項第二号及び第三号関係)

- 災害時の帰宅困難者の安全確保のため、表1に示す都市再生安全確保施設の整備及び管理を行う。

表1. 法第19条の15第2項第二号及び第三号に係る計画

都市再生安全確保施設に係る事項			事業に係る事項			管理に係る事項			
番号	施設の名称	種類	所有者	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理の内容	実施期間
①	一時滞在施設 (既設) (コレド室町 YUITO)	避難施設	野村不動産株式会社	野村不動産株式会社	日本橋室町東地区開発計画2-4街区日本橋室町野村ビルにおいて一時滞在施設を整備	2008～2010	室町東団地管理組合	清掃・設備等のメンテナンス	2010～
			三井不動産株式会社	三井不動産株式会社					
②	一時滞在施設 (既設) (武田グローバル本社/福徳の森)	避難施設	武田薬品不動産株式会社	武田薬品不動産株式会社	日本橋本町二丁目特定街区開発計画武田グローバル本社において一時滞在施設を整備	2015～2018	武田薬品不動産株式会社	清掃・設備等のメンテナンス	2018～
			三井不動産株式会社	三井不動産株式会社			三井不動産株式会社	清掃・設備等のメンテナンス	
③	一時滞在施設 (日本橋室町三丁目地区第一種市街地再開発事業)	避難施設	日本橋室町三井タワー管理組合	日本橋室町三丁目地区第一種市街地再開発組合	日本橋室町三丁目地区第一種市街地再開発事業において一時滞在施設を整備	2016～2019	日本橋室町三井タワー管理組合	清掃・設備等のメンテナンス	2019～
④	●●●								

2-2. その他の滞在者等の安全の確保のために実施する事業 (法第19条の15第2項第四号関係)

- 現時点において、帰宅困難者に関する事業は2-1に記載のとおりである。

2-3. 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務 (法第19条の15第2項第五号関係)

- 前項1-5.「都市再生安全確保計画の実施体制及び計画の変更」に記載する地区委員会は、2019年度に設立を予定する。本部会と地区委員会は適宜連携を取りながら、滞在者等の安全確保を図る。

2-4. 滞在者等の安全の確保のために必要な事項 (法第19条の15第2項第六号関係)

- 災害時に発生する滞留者及び帰宅困難者の円滑な誘導を通じた安全性を確保するため、本計画に基づき地区委員会が策定する災害発生時の基本方針及び共通行動ルールに準じて、地区委員会と連携して日本橋共助訓練計画を実施する。

表2. 法第19条の15第2項第六号に係る計画

滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項				
番号	名称	実施主体	実施期間	実施内容
①	日本橋共助訓練	一般社団法人 日本橋室町エリアマネジメント	2019～	本地区における定期的な共助訓練の企画と実施。

3. その他都市再生緊急整備地域における防災の確保に関する事項

- 一時滞在施設/一時待機場所の状況を迅速に共有(発信・提供)することにより、帰宅困難者の行先を円滑に案内し、本地区の混乱防止に繋げるために「中央区防災マップアプリ」の利活用を行う。

4. 参考

【用語の定義】

都市再生安全確保施設

都市再生特別措置法第19条の15により規定される、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な施設として、その整備等について都市再生安全確保計画に定められたもの。以下の「退避経路」「退避施設」「備蓄倉庫」「非常用電気等供給施設」「その他の施設」がそれに該当する。

避難経路

都市再生特別措置法第19条の15により規定される、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避のために移動する経路。

避難施設

都市再生特別措置法第19条の15により規定される、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な一定期間退避するための施設。

以下に記載する、東京都地域防災計画における「一時滞在施設」、及び中央区地域防災計画における「一時待機スペース」がこれに該当する。

※ 一時滞在施設 (東京都地域防災計画、東京都帰宅困難者条例)

東京都帰宅困難者条例第12条に規定される、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設。

※ 一時待機スペース (中央区地域防災計画)

中央区地域防災計画に記載される、旅行者、買い物客等の来街者対策として確保される一時滞在施設(屋内に設置する帰宅困難者の受入施設)と一時待機場所(屋外に設置する一時的な避難場所)を併せたもの。

備蓄倉庫

都市再生特別措置法第19条の15により規定される、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な備蓄倉庫。

非常用電気等供給施設

都市再生特別措置法第19条の15により規定される、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な非常用電気等供給施設で、非常用の電気又は熱の供給施設をいう。

その他の施設

都市再生特別措置法第19条の15により規定される、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要なその他の施設。